

【国内の宗教動向】

日本社会と「宗教」をめぐる区切りと兆し

——オウム裁判終結、「君が代」起立問題、「宗教情報ブーム」のゆくえから

塚田穂高
つかだほたか

一 はじめに

震災は日本社会を、そしてそこにおける宗教への眼差しを、大きく変えたかのように思われる。大量の死者の慰霊・供養・追悼。遺された者たちにとつての「救い」。国民の「絆」。宗教団体・宗教者の活動。未曾有の災害とそれに伴う原発事故、国難ともいえる社会危機を前に、「宗教は必要か」「宗教の公益性とは何か」といった平時の議論がウソのように、宗教への期待感は高まったようだ。震災以前／震災以後という時間区分は、宗教に対する眼差し

にも一つの区切りをもたらし、今後の方向性についての兆しを看取することができる。それらの具体的な動向については、本誌の特集の各論考で論じられたとおりである。

他方で、その間にも震災とは無関係に、広い意味での「宗教」に関わる様々な事件や問題などが起こっている。そうした中には、一つの大きな区切りとなったものもあれば、新たな兆しを認めることができるものもある。本稿は、二〇一一年中を中心に（以下、同年中の出来事・出典の西暦は基本的に省略する）、そうした動向のいくつかを捉えて検討しようというものである。

以下、次節ではまず、一月のオウム真理教事件の関連裁判終結をめぐる、報道を中心とした動向と残された問題等について論じる。続く三節では、五月～六月に相次いだ最高裁での教育現場における国歌起立斉唱の職務命令の合憲判断を糸口に、「君が代」起立問題について検討する。最後に四節では、前号の拙稿「塚田・碧海二〇一二」で論じたメディアにおける「宗教情報ブーム」のその後の展開についてレビューしたい。

本稿で論じきれない他の多くのトピックについては、「渡邊編二〇一二」や「ラーク便り」（季刊）などに詳しいので参照していただきたい。

なお、本稿では、資料入手のある程度の網羅性と信頼性から、新聞・雑誌・書籍といった印刷・活字メディアを主たる資料として用いている。

二 「オウム裁判終結」という地点から

●最高裁判決と二連の裁判終結

二〇一一年一月一八日午後四時、最高裁第二小法廷

「主文。本件上告を棄却する」。

「いずれの犯行も、教団の組織防衛等を目的とし、法治国家に対する挑戦として組織的かつ計画的に行われたものであり、それらの罪質は極めて反社会的で、人命軽視も甚だしい」。

「〔坂本堤弁護士一家殺害事件、松本・地下鉄兩サリン事件〕は、残虐で非人道的な犯行態様と結果の重大性は他に比べるべき例がない」。

「松本（智津夫死刑囚）の指示に従って行われたものであること、被害者や遺族らに対して真摯な謝罪の言葉を述べ、また謝罪の手紙を書いていることなどを考慮しても、死刑を是認せざるを得ない」。

その間わずか一、二分足らず。オウム真理教（以下、「オウム」と略記）元幹部・中川智正被告の裁判が終わった瞬間

間だった（二月八日付で死刑判決確定）。

三日後の一月二二日午前九時半からの、最高裁第一小法廷における遠藤誠一被告（両サリン事件、滝本太郎弁護士へのサリン襲撃、VXガスによる男性襲撃などに関与）への判決（傍聴抽選にはハズレた）もほぼ同じ言い回しであった（二月二二日付で死刑判決確定）。

一九九五年三月二〇日のオウムによる地下鉄サリン事件、二二日の強制捜査、同年六月の裁判開始から一六年余り。教祖・麻原彰晃、松本智津夫死刑囚をはじめとする一三名（麻原・中川・遠藤の他、岡崎（現姓・宮前）一明、横山真人、端本悟、林泰男、早川紀代秀、豊田亨、広瀬健一、井上嘉浩、新実智光、土谷正実）の死刑確定、無期懲役五人、実刑八〇人、執行猶予八七人、罰金三人、無罪一人（計一八九人起訴）という結果（読売・東京版二月二二日付ほか）をもって、オウム裁判は終結という「区切り」をむかえた（後述するように特別手配犯・平田信閑連を除く、なお裁判終結をめぐる「藤田二〇一二」を参照）。

裁判は終わったが、オウム問題は終わっていない、と多くの人が言う。ではいったい、何が明らかにになり、何が明らかになっていないのか。何が終わっていないのか。何をこれからしていくべきなのか。それらを考えるヒントとするためにも、裁判終結をめぐる動向を見てみよう。

●判決当日の動き・記者会見

一月二日、傍聴席の抽選がハズレて最高裁の門を出ると、少し後に同じくハズレた荒木浩・Aleph広報主任が出てきて、一〇名以上のメディアに一齐に囲まれた。それまでの公判でも姿を見かけたが、普段は、だいたいマスクとイヤホンをし、外界との接触を遮断しているようだった。しかし、この日は違った。はじめから話すつもりで来たことが見て取れた。メディアが求めたのは裁判が終わったの感想とメッセージ、今後の活動についてなどである。「被害者の方々には、かける言葉が見つけれません」「なぜあんな事件が起きたのか、自分たちもまだ問い続けている」「裁判では麻原教祖は話していないですしね」「まだ特別手配中の三人もいますし」――。メディアでもしばしば聞かれる「麻原は結局ほとんど語らなかった（そして幹部の村井秀夫が刺殺された）ため、事件の真相は分からないままだ」という言説は、麻原語らずという事実には、全てを転嫁し、思考を停めているかのようだ。

フोटोजーナリストの藤田庄市氏が、荒木に質問を投げかける。「今も事件前と同じ行をしているのか」「最も位が高くて「師」で、それ以上にはならないのか」「考え方は基本的に変わっていないのか」。荒木は、訥々と答えながらも「裁判には裁判の論理、藤田氏には藤田氏の論理、

自分たちには自分たちの論理があるでしょう」と応じる。外的な解釈は相対化させられている。

一時からは、霞ヶ関合同庁舎の記者クラブで会見が始まった。壇上には、中村裕二・地下鉄サリン事件被害対策弁護団事務局長、伊藤良徳・松本サリン事件被害者弁護団代表、高橋シズエ・地下鉄サリン事件被害者の会代表世話人、宇都宮健児・オウム真理教犯罪被害者支援機構代表らが並んだ。会見では、被害者や遺族の声が伝えられ、逃亡犯の自主的出頭、後継団体による十全な賠償が求められた。霞ヶ関駅助役だった夫を亡くした高橋氏は、「松本智津夫は、真実を語らない以上、生かしておく必要もない」「松本から執行してほしい」と強く述べた。また、坂本堤弁護士の妻・都子さんの父・大山友之氏から「私たちの事件をしっかりと捜査させなかったために、地下鉄サリン事件まで起きてしまい、申し訳なかった」と謝られたことを伝え、「遺族が他の遺族への自責感に苦しむとは、どういうことか」と述べた。

続く一二時三〇分からは、オウム真理教被害対策弁護団・日本脱カルト協会・オウム真理教家族の会の合同会見が始まった。壇上には、小野毅・同弁護団事務局長、永岡弘行・オウム真理教家族の会会長、西田公昭・同協会代表理事、滝本太郎・同協会理事らが並んだ。永岡氏は、深く

「お詫び」することから発言を始め、「信者全員が戻ってくるまで、この会はやめません」とした。三者は共通して、

麻原以外の一二名の幹部については死刑を執行しないことを強く求めた（家族の会は、これまでも麻原以外のオウム死刑囚の執行回避を求める署名活動を続けてきていた）。一連の事件は麻原の存在なしではありえず、彼ら一二名は麻原に操られていた「ロボット」だったとして、生きて証人として真相解明に貢献する必要があるとしたのである。

連続して開かれた二つの会見では、同じ「被害者」から、ある点では真逆の見方が示された。これは、前者は両サリン事件という無差別宗教テロの全員の「被害者」視点であるのに対して、後者は加害者もまた（麻原の）「被害者」であるという視点に立つがゆえの相違である。オウム真理教家族の会は、元々は「オウム真理教被害者の会」であり事件後に改称した。中川被告の母親も所属していた。彼らは家族関係を破壊され、財産を収奪された「被害者」である。永岡氏はVXガスで襲撃すらされた。しかし、その家族の属した教団が凶悪事件の「加害者」となった。麻原以外の信者が全くの「被害者」かどうかの判断は困難だが、やはりそこには宗教事件・「カルト問題」特有の問題点が根深く存在している。

●裁判終結前後のメディア報道

最高裁判決による裁判終結とその後の会見は、TVニュースなどはもちろん、新聞各紙の当日夕刊・翌日朝刊において多くの紙面を割いて報じられた。全体としては、これまでの教団展開と事件の経緯、死刑囚らの来歴紹介、刑執行の議論、後継団体、特別手配犯、被害者の声、進まぬ賠償、識者のコメントなどがその構成であった。

なかでも、裁判が終結するやいなや早くも死刑執行について（いつ・だからなど）の議論に焦点が移っていったのは、前項の二つの記者会見をどう伝えるかという点も含めて、各紙のカラーも見えて特徴的であった。

読売は、刑執行について早くから敏感であり、高橋シズエ氏の「生かしておく必要もない」などの発言を大きく報じた。毎日、高橋氏の発言と被害対策弁護団側の一二名の刑執行回避発言の双方を伝えた。日経は、後者の「松本死刑囚以外死刑はやるべき」との主張を伝えたが、前者の発言の死刑執行をめぐる部分は伝えていない。朝日は、「被害対策三団体 執行回避を求める」と伝えた（各紙の一月二日付夕刊・一月三日付朝刊を参照）。

一つの思想集団（宗教集団）から一三名もの死刑囚が出るといふ稀有な事態は、「被害者」それぞれの立場や、各紙のスタンスの多様性、政治・社会状況とあいまって複雑